

令和 8 年度

交 通 安 全 事 業 計 画

一般財団法人 北海道交通安全協会

目 次

	頁
第 1 交通安全思想の普及、向上	1
第 2 交通事故防止に向けた具体的取組	1
第 3 交通安全活動推進センター事業	3
第 4 交通安全に関する調査研究	3
第 5 交通安全功労者等の表彰	3
第 6 交通安全活動を行う団体との協働	4

資料 令和 8 年交通安全運動の推進方針

令和 8 年度交通安全事業計画（案）

令和 7 年度の当協会の交通安全活動は、北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会で構成する「交通安全対策七者連絡会議」（以下「七者連絡会議」という。）をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び各地区交通安全協会等が一体となって、北海道が策定した「令和 7 年交通安全運動の推進方針」等に基づき、交通安全運動の重点を軸とした通年運動や 4 期 40 日の期別運動等を展開した結果、死者数は 129 人と過去最少を記録した前年を 25 人上回ったが、発生件数 8,475 件、負傷者数 9,827 人とそれぞれ前年を下回った。

令和 8 年度は、以下の交通安全事業を推進する。

第 1 交通安全思想の普及、向上

1 関係機関・団体等と連携した街頭啓発

七者連絡会議をはじめ、関係機関・団体等との緊密な連携のもと、「期別運動」及び「交通安全の日等の運動」に定められた街頭啓発を推進する。

2 広報媒体等を活用した広報啓発

ホームページ、SNS、デジタルサイネージなどの広報媒体等を活用した広報啓発を推進する。

3 企業等が行う研修会等への支援

当協会の賛助会員をはじめとして、企業等が行う交通安全研修等において交通安全講話を実施し、交通安全意識の向上に寄与する。

4 交通安全教材を活用した交通安全意識の向上

「交通安全教本」や「癒やされぬ輪禍」等の書籍出版のほか、交通安全 DVD の貸出しなどを通じて交通安全思想を醸成する。

第 2 交通事故防止に向けた具体的取組

1 こどもと高齢者の交通事故防止活動

(1) こどもの交通事故防止のための取組

ア 交通安全教本を活用した交通安全教育

関係団体と連携して小学校低学年向けの交通安全教本を作製し、道内全小学校の 1 年生から 3 年生全員に配布する。

イ 貸出用資器材の活用

幼児向け交通安全絵本や信号機セットなど資器材の貸出を通じて、年齢に応じた交通安全意識の向上を図る。

ウ 「ハンドサインでストップ運動」の推進

公式ロゴマーク入りポケットティッシュを作製し運動の周知を図る。



(2) 高齢者の交通事故防止のための取組

ア 高齢者無事故チャレンジの実施（８～１２月）

北海道警察と共催し「高齢者（ドライバー＆歩行者）無事故チャレンジ 2026」を実施する。

イ 高齢運転者支援事業の推進

J A F 主催のシニアドライバーズセミナーなどを通じて、安全運転の継続を支援する。

2 飲酒運転根絶活動

(1) 広報啓発の取組

飲酒運転根絶を呼びかけるポスター、うちわなどの作製・配布のほか、関係機関・団体等と連携した広報啓発を展開し、飲酒運転根絶機運を醸成する。

(2) 資器材を活用した取組

飲酒運転体験ゴーグルや飲酒運転根絶DVDの貸出等を通じて、飲酒が運転に与える影響について理解を深化させる。

3 交通安全意識の向上に向けた活動

(1) テレビ、ラジオを活用した取組

交通安全等を呼びかけるCMをテレビ、ラジオで放送する。

(2) 反射材着用促進の取組

広報啓発を行うとともに、各種イベントに参加して反射材の効果体験を通じて着用を促進させる。

(3) 居眠り運転防止の取組

居眠り運転による交通事故を防止するための啓発用ガムを配布する。

(4) 二輪車運転者に対する取組

二輪車安全運転講習会（４～９月）を６回実施、二輪車安全運転記録会（９月27日）を開催する。

4 自転車利用者に対する活動

(1) 自転車安全利用の取組

リフレクター、チラシ、小冊子のほか、自転車シミュレーターを活用して、自転車利用時の交通ルールの周知を図る。

(2) 自転車安全教育指導員講習会

自転車安全教育指導員のブラッシュアップと新たな指導員育成を目的とした講習会を開催する。

(3) 交通安全こども自転車北海道大会

「第61回交通安全こども自転車北海道大会」（7月12日）を開催する。

※ 優勝チームは東京都で開催する全国大会（8月10日）に出場

(4) 自転車損害賠償保険等の加入促進

全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」や日本交通管理技術協会の「TSマーク制度」の周知を図る。

第3 交通安全活動推進センター事業

当協会は、道路交通法第108条の31により北海道公安委員会から北海道交通安全活動推進センターに指定されているため、同法に規定されている

- 適正な交通の方法、交通事故防止、その他道路における交通の安全に関する広報・啓発事業
- 交通事故に関する相談事業
- 道路使用許可の調査事業

等を実施する。

第4 交通安全に関する調査研究

1 交通事故統計資料の作成

北海道警察と連携して、電子版「交通ミニ統計」を作成し、当協会ホームページに掲載する。

2 交通事故防止に資する取組

「ハンドサインでストップ運動」の推進等に資する調査研究を行う。

第5 交通安全功労者等の表彰

1 全日本交通安全協会会長等表彰

全日本交通安全協会会長と警察庁長官が授与する交通栄誉章（緑十字金章・銀章・銅章）、優良団体表彰を選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会会長連名表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会会長の連名で表彰する。

3 北海道交通安全協会会長表彰

交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会を表彰するほか、交通安全活動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

第6 交通安全活動を行う団体との協働

1 地区交通安全協会の活動に対する取組

(1) 交通安全活動に対する支援

交通安全活動への助成をはじめ、交通安全資料や交通安全情報の提供、啓発資器材の支援及び斡旋を行う。

(2) 入会促進活動への支援

地区交通安全協会の負担軽減と統一性を図るため、交通安全協会入会者用の「統一会員証」、「交通安全協会会員協力店のご案内」の小冊子及び「協力店ステッカー」を配布する。

2 その他の団体の活動に対する支援

交通事故防止に取り組んでいる団体に対して支援を行う。

令和 8 年交通安全運動の推進方針

- ◎ 運動の目的 道民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。
 ◎ 年間スローガン ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～

交通安全運動の重点	歩行者保護意識の醸成と歩行者のマナーアップ	○ 歩行者を最優先とする保護意識の醸成を図る広報啓発活動、全ての世代を対象とした道路横断時の安全確認や反射材の着用など自ら安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進する。 ○ 信号機の設置のない横断歩道における歩行者優先義務の徹底と、歩行者・ドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践する「ハンドサインでストップ運動」を推進する。 ○ 登下校時のこどもの安全を確保するための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。			
	高齢者の安全確保	○ 「シルバーアドバイザーの店」の登録拡大を図るほか、高齢者を取り巻く交通事故実態の周知や、高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 高齢者に個々の身体機能を自覚した安全な交通行動の実践を促す交通安全教育や高齢者宅への訪問活動等による安全指導を推進する。 ○ 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。			
	飲酒運転の根絶	○ 悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識と「そして見逃さない」という視点の醸成を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒疑似体験を取り入れた交通安全講習による危険性の認識向上や運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の徹底等の取組を推進する。 ○ 「飲酒運転根絶ロゴマーク」や「ハンドルキーパー運動」、「飲酒運転ゼロボックス」を周知するなど、飲食店や酒類販売店等と連携した広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒運転に関する警察への情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。 ○ 飲酒運転の根絶に取り組む「飲酒運転根絶宣言事業者、飲食店」の周知、登録拡大を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進する。			
	スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底	○ 速度の出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発活動を推進する。 ○ ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。 ○ 後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、着用率向上に向けた取組を推進する。 ○ 各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。			
	乗用ヘルメットの着用などの自転車等の安全利用	○ 自転車運転者の交通違反に適用される交通反則通告制度の周知及び法令遵守についての広報啓発活動を推進する。 ○ 自転車シミュレータや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールの周知やマナー向上に向けた交通安全教育、広報啓発活動を推進する。 ○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入促進に向け、民間事業者と連携した広報啓発活動を推進するとともに、「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の危険性を周知する。 ○ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。			
交通安全運動の別運動	安全意識の向上	○ 夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知し、反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 昼間の点灯を呼びかける「デイ・ライト運動」や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 生活道路における法定速度引き下げの周知を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知するとともに思いやり・ゆずり合いの心を持った運転の実践を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 天気や路面状況の変化に応じた安全な運転に向けた広報啓発活動を推進する。			
	重点項目	○ 春・秋の運動においては、全国交通安全運動推進要綱の運動重点に準じ、必要に応じ北海道独自の項目を定める。 ○ 夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を勘案する。			
交通安全の日等の運動	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実施期間	4/6(月)～4/15(水)	7/13(月)～7/22(水)	9/21(月)～9/30(水)	11/13(金)～11/22(日)
	セーフティコール	4/6(月)	7/13(月)	9/18(金)	11/13(金)
	期別運動の方針	新入学(新学期)を迎えるこどもや活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	凍結路面でのスリップ事故防止や飲酒運転の根絶を図るための活動等を推進する。
	交通安全の日等の運動	飲酒運転根絶の日 交通事故死ゼロを目指す日 道民交通安全の日 自転車安全の日 その他の交通安全の日	7月13日(月) 4月10日(金) 9月30日(水) 毎月15日 毎月第1及び第3金曜日 無事故の日(6/25) バイクの日(8/19)	道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。 交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。 道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。 自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動等を実施する。 地域独自の交通安全の日等に、地域・職域の実情に応じた広報啓発活動を実施する。	
特別対策		「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に地域住民等へ緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。			